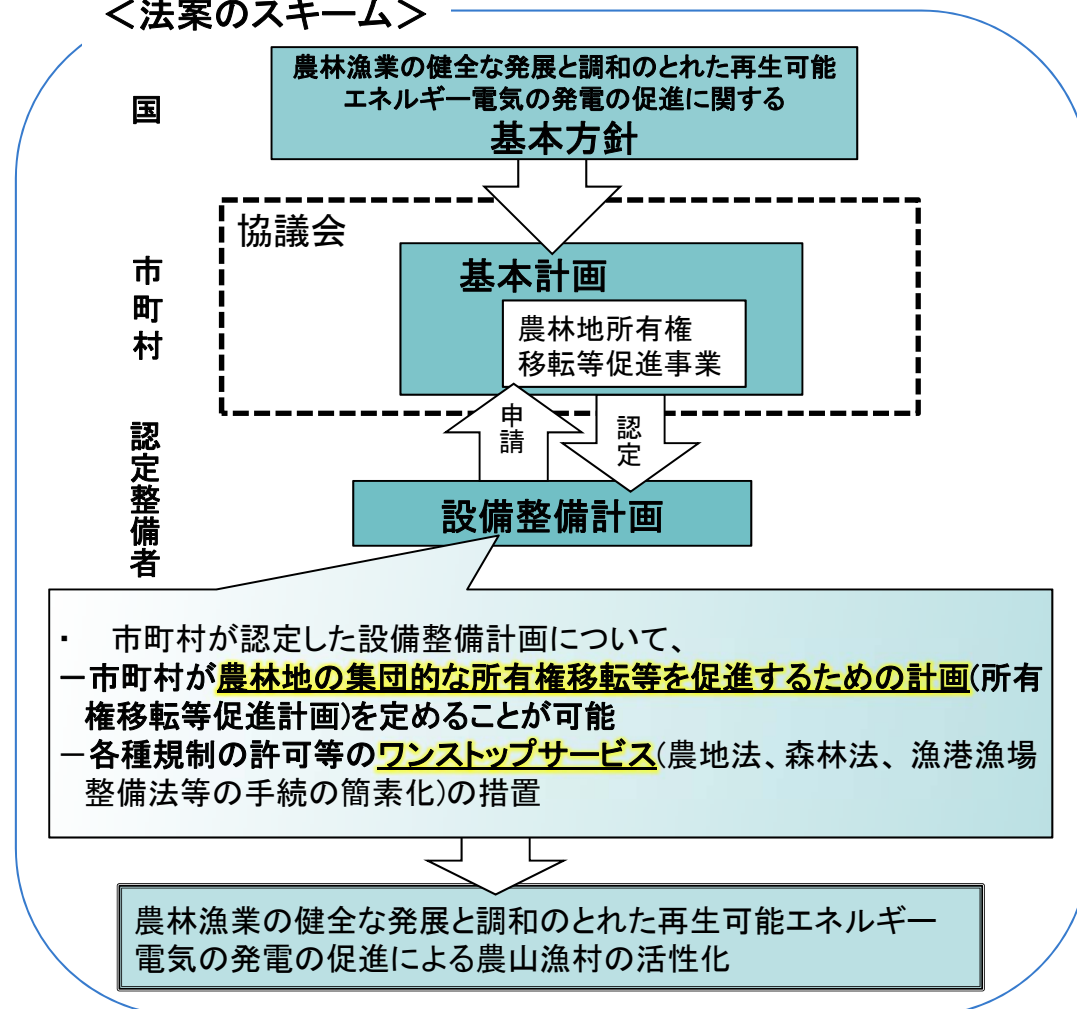


農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案について

「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」を2月17日に閣議決定し、今国会へ提出

＜法案のスキーム＞



＜参考＞農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの発電を行う事例

【酪農地帯の集落全体における太陽光発電の導入】



〔酪農地帯の100戸余りの農家で太陽光発電設備を設置〕



〔発電された電気は搾乳機、換気装置等を使用〕

【風力発電の売電益により間伐を推進】



〔風車の売電益の一部を使い、間伐を行った森林所有者に町独自の交付金を交付〕

【漁業と共生する風車】



〔風車の基礎部分が魚礁や蓄養施設になるなど、漁業と協調〕

法案の成立後、早期の施行を期するとともに、関係府省と連携した国の基本方針の策定、農山漁村活性化モデルの創出を進める。

注：本案件は、アクションプランの重点番号13、16及び17に関連するものである。